

鯖江市男女共同参画推進条例（平成15年鯖江市条例第4号）

目次

前文

第1章 総則（第1条～第8条）

第2章 基本的施策（第9条～第20条）

第3章 鯖江市男女共同参画審議会（第21条～第23条）

第4章 雑則（第24条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等に関する様々な取組が、国際情勢とも連動しながら進められてきました。本市においても、国や県と連携しながら種々の施策に取り組んできました。

しかしながら、依然として、家庭、地域、職場などあらゆる分野で男性を優位に扱ったり、性別により役割分担を決め付けてしまうような社会制度や慣行が根強く残っています。

また、眼鏡、繊維、漆器の三大地場産業が発展している本市においては、女性の就業率は非常に高くなっているものの、方針決定過程への女性の参画は低い状況となっています。

市民意識調査の結果を見ても、多くの市民が男性優位を感じており、その改善が緊急かつ重要な課題であることを示しています。

今後、さらに少子高齢化や社会経済情勢の急激な変化が進む中で、市民が真に豊かで活力ある生活を実現するには、男女が良きパートナーとして、一人ひとりの個性と能力を十分発揮し、喜びも責任も分かち合うことのできる「男女共同参画社会」の実現を、国と同様に21世紀の最重要課題として掲げ、取り組んでいくことが求められます。

ここに、私たちは、ユニバーサルデザイン実践都市にふさわしく、男女相互の理解と思いやりを基に、市、市民、事業者等が連携しながら、男女共同参画を一層推進することを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民ならびに事業者および公共的団体（以下「事業者等」という。）の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が等しく政治的、経済的、社会的および文化的利益を受け、かつ、ともに責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に居住する者、市内に存する事務所または事業所に勤務する者、市内に存する学校に在学する者をいう。
- (3) 事業者 営利、非営利を問わず、市内に事務所または事業所を有し、事業を営む個人、法人その他団体をいう。
- (4) 公共的団体 市内において市民活動、地域活動その他の公共的活動を行う団体をいう。
- (5) ジェンダー 生まれつきの生物学的性別と異なり、社会通念または慣習の中にある男性像および女性像などのように、社会によって作られた社会的性別をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動または行為により、相手に不快感もしくは不利益を与え、または相手の生活環境を害することをいう。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等の親密な関係にある者に対して、身体的または精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。
- (8) 積極的改善措置 男女共同参画に関する男女間の参画の機会の格差を改善するため、必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として、推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、その個性や能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) ジェンダーに起因する固定的な役割分担意識、制度および慣行を見直し、男女がともに自らの意思と責任に基づく多様な生き方が選択できること。
- (3) 男女が、対等に家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における方針の立案および決定過程に参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、互いの協力と社会支援の下に、家庭生活における活動と家庭生活以外の活動に対等に参画し、両立できること。

(5) 男女が、互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項において、双方の意思が尊重されるとともに、生涯を通じて健康な生活を営む権利が確保されること。

(6) 男女共同参画は、国際的な理解および協調の下に推進されること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画を推進するに当たっては、市民、事業者等ならびに国および他の地方公共団体と連携し、または協働して取り組むよう努めなければならない。

3 市は、あらゆる施策を策定し、または実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画に関する理解を深め、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 市民は、男女相互の理解と思いやりを基に、協力して生活するよう努めなければならない。

3 市民は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に男女が対等に参画するよう努めるとともに、就労者の職場における活動と家庭における活動の両立を支援するため、就労環境を整備するよう努めなければならない。

2 公共的団体は、基本理念にのっとり、その活動に男女が対等に参画するよう努めなければならない。

3 事業者等は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他男女間における人権侵害の行為により、相手に不利益もしくは身体的、精神的その他の苦痛を与え、または相手の生活環境を害してはならない。

(情報における男女平等の配慮)

第8条 何人も、広く市民を対象とした広報、報道、広告等において、ジェンダーによる固定的な役割分担または異性に対する暴力を助長する表現その他過度の性的表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を定めようとするときは、市民および事業者等の意見を反映するよう努めるとともに、鯖江市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(広報活動等)

第10条 市は、男女共同参画に関する市民および事業者等の理解を深めるため、広報活動、情報提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(教育および学習の振興)

第11条 市は、学校教育、社会教育、家庭教育などにおける男女共同参画に関する教育および学習の振興を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(雇用等の分野における男女共同参画の推進)

第12条 市は、事業者に対し、雇用の分野において男女共同参画が推進されるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 市は、農林業や商工業等を営む者に対し、その家族従業者の役割が適正に評価され、経営方針の立案および決定に共同して参画する機会が確保されるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立支援)

第13条 市は、男女がともに育児、介護その他の家庭生活における活動と職業生活、地域生活等における活動を両立することができるように、必要な支援を行うよう努めなければならない。

(附属機関等における男女共同参画の促進)

第14条 市長その他の市の執行機関(以下「市長等」という。)は、附属機関その他これに準ずるもの(以下「附属機関等」という。)の委員の構成において、特別な事情がある場合を除き、男女の均衡(この条において、男女いずれか一方の委員の数が、委員総数のおおむね10分の4未満とならない状況をいう。)を図るよう努めなければならない。

2 市長等は、附属機関等が前項に規定する男女の均衡が図られた状況でないときは、特別な事情がある場合を除き、積極的改善措置を講ずるなど計画的に改善するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の防止および支援)

第15条 市は、性別による権利侵害の防止に努めるとともに、これらの被害を受けた者に対し、関係機関と連携し、相談、保護その他の必要な支援措置を講ずるよう努めなければならない。

(推進体制の整備)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な体制を整備するものとする。

2 市は、市民および事業者等と協働して男女共同参画の推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(調査研究)

第17条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定および実施のために、必要な調査研究を実施するものとする。

(報告の徴収等)

第18条 市長は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、市と取引関係のあ

る事業者または補助金の交付を受けている者に対し、男女共同参画に関する状況について報告を求め、適切な措置を講ずるよう協力を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により報告された男女共同参画に関する状況を取りまとめ、これを公表することができる。

(年次報告)

第19条 市長は、毎年、男女共同参画の推進の状況、基本計画に基づく施策の実施状況等について、男女共同参画審議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

(苦情および相談への対応)

第20条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策または男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、市民または事業者等から苦情の申出を受けたときは、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害について、市民または事業者等から相談の申出があったときは、関係機関または関係団体と協力して、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市長は、前2項の申出に係る対応において、必要と認めるときは、鯖江市男女共同参画審議会に意見を求めることができる。

第3章 鯖江市男女共同参画審議会

(設置)

第21条 男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議等を行うため、鯖江市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について、調査審議等を行う。

- (1) 基本計画の策定および変更に関する事項
- (2) 前条第3項に規定する苦情および相談への対応に関する事項
- (3) 男女共同参画の推進に関し、市長から諮問を受けた事項

3 審議会は、前項に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第22条 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、市民、事業者等の代表者、学識経験者、関係行政機関の職員のうちから、市

長が委嘱する。

- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第23条 前2条に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に定められている男女平等参画の推進に関する市の計画であって、男女平等参画の施策を総合的かつ計画的に実施するためのものは、第9条第1項の規定により定められた基本計画とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の鯖江市男女平等参画推進条例(以下「旧条例」という。)第9条第1項の規定により定められている男女平等参画の推進に関する基本的な計画は、この条例による改正後の第9条第1項の規定により定められた男女共同参画の推進に関する基本的な計画とみなす。

- 3 この条例の施行の際現に旧条例第22条第3項の規定により委嘱されている鯖江市男女平等参画審議会の委員は、この条例による改正後の第22条第3項の規定により委嘱された鯖江市男女共同参画審議会の委員とみなす。